

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年6月7日（平成28年（行個）諮問第94号）

答申日：平成29年11月13日（平成29年度（行個）答申第128号）

事件名：本人が行った労働者派遣法違反の申告に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成23年特定月日に審査請求人が職業安定部（需給調整事業課）において相談した事案に関しての調査復命書。派遣先・派遣元は特定区，特定事業所A・特定事業所B」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成27年12月28日付け神個開第27-371号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件処分は，不開示情報に該当しない情報までも不開示としており，不当である。

ア 本件処分で開示された文書の大部分は，頁全てを一律・機械的にマスキング処理したもので，記載内容を判断した上でマスキング処理を施した形跡は見受けられず，実質全部不開示と言えるものである。

しかし，通常の文書の形式から判断して，頁全てに隙間なく不開示情報が記載されているとは考えられず，不開示情報に該当しない情報までも不開示とされたことは明白であり，不当である。

なお，平成27年度（行個）答申第123号では，「具体的にどの部分がどの不開示情報に該当するのかが記載されて」いない開示決定通知書は「適切を欠く」としている。

イ 一部の文書では、審査請求人の氏名、派遣元事業主・派遣先の名称、住所、代表者氏名にはマスキング処理がなされていないことが示すとおり、これらは、不開示情報に該当しない情報である。

しかし、事案の内容から判断して、これら不開示情報に該当しない情報が、他のマスキング処理がなされた文書中に全く存在しないことは考えられず、存在するにも関わらずマスキング処理がなされたことは明らかであり、不当である。

ウ 平成23年特定月日の相談時、審査請求人は労働局の対応者に対して、雇用契約書などの審査請求人の私的事項に関わる書面を提出したが、頁全てにわたるマスキング処理のため、審査請求人の提出した書面が含まれているか否かを判別することができず、審査請求人の私的事項に関わる書面の存否を審査請求人自身が知り得ない状態となっており、不当である。

エ 審査請求人は、個人情報取扱事業者である派遣元事業主に対して、保有個人データの開示を請求する権利があるが（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）25条）、請求には、保有個人データを具体的に特定する必要がある（同法29条1項及び2項）。

この点、審査請求人が、派遣元事業主が派遣先の特定行為のために利用した個人データを開示請求するためには、特定行為の事実を具体的に指定して請求する必要があることから、特定行為に係る外形的事実は、当然に明らかとされるべき情報である。

しかし、本件処分は、当然に明らかとされるべき特定行為に係る外形的事実までも非開示にすることで、審査請求人の個人情報保護法上の権利行使を妨げるものであり、不当である。

オ 労働者派遣法は、「労働者派遣をする事業主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、派遣労働者は、その事実を厚生労働大臣に申告することができる」（49条の3）と規定しているが、調査結果のうち、事実に関する事項までも非開示にすることは、事業主が虚偽の陳述（61条6号）などを行ったとしても、派遣労働者がその違法を申告することが不可能となることであり、労働者派遣法の実効性が確保されない結果を是認するもので、不当である。

（2）意見書

平成28年（行個）諮問第94号の理由説明書に対して、以下のとおり意見を申し述べる。

ア 諮問庁は、審査請求人の審査請求書を受けて、原処分を一部変更したものの、開示部分のごくわずかに止まり、原処分と実質的には違

がない。したがって、審査請求人が審査請求書で指摘した不当性がなおも継続している。

イ 諮問庁は、対象文書のうち、「労働局が作成した文書」（対象文書 1 ないし 4 及び 9）、「特定事業所が提出した資料」（対象文書 5 及び 6）、「苦情・相談処理経過票」（対象文書 7）について、法 14 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして、一律に不開示としている（一部、開示部分が存在するものの、文書記載内容を判別するに足りない情報であり、実質全部不開示と言える状態である）。

しかし、過去に他の者が行った開示請求（平成 27 年度（行個）答申第 36 号等）においては、これらの文書の不開示情報該当性が否定され、全部開示を含む開示決定が下されていることが示すとおり、これらの文書全てが不開示情報に該当するものではないことは明らかである。

にもかかわらず、本件において諮問庁は、内容の精査を一切せず、一律に全部不開示としたもので、法 14 条の原則公開の理念に違反している。そして、同一の文章に対して、ある者には開示され、ある者には開示されない、不平等・不利益な取り扱いがなされる不当な結果を導いている。

ウ 不開示とされた文書には、審査請求人が職業安定部（需給調整事業課）において相談した事案に関する客観的事実が記載されているはずであるが、仮に、諮問庁の指摘するとおり、これらの事実が開示されることで、法 14 条 3 号イ記載の自体が発生するおそれがあるのならば、対象文書 7（苦情・相談処理経過票）記載の相談内容も不開示とされているはずである。しかし、相談内容については、当初より開示されている。したがって、相談内容に関する客観的事実が開示されたところで、法 14 条 3 号イには該当しない。

エ 本件対象文書には、事前面接に関する状況・内容等の客観的事実が記載されているはずであるが、この情報は、個人情報保護法により、当然に知ることができ、又は知ることが予定されている情報である。

事前面接では、個人情報取扱事業者である本件対象事業者（添付資料 1）が、保有個人データ（個人情報保護法 2 条 5 項）を使用していることから、本人（個人情報保護法 2 条 6 項）である審査請求人は、個人情報保護法 25 条に基づき、事前面接で使用された保有個人データの開示を求める権利がある。そして、その際には、特定するに足りる事項の提示が求められる（個人情報保護法 29 条 1 項及び 2 項）。

したがって、保有個人情報データが使用された事前面接に関する事

実は、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であることから、法14条2号ただし書イに該当する。また、これらの情報が開示されたところで、法14条3号イ及び7号柱書き記載の事態が発生するおそれがあると認めることはできない。

オ 以上のとおりであるから、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして本件対象文書を不開示とした諮問庁の判断は、法の解釈を誤った不当なものである。内容を精査し、開示されるべきである。

(添付資料省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）49条の3に基づき、審査請求人が行った相談及びその処理に係る文書で、別表に掲げる文書番号1ないし9の文書（以下、第3においては「対象文書」という。）である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号

対象文書1、2、4、5及び6の不開示を維持する部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる職氏名が含まれており、当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ

対象文書1、2、4ないし7及び9の不開示を維持する部分には、調査対象事業所（以下「特定事業所」という。）に関する情報及び特定事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法第14条3

号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き

対象文書1ないし4, 6, 7及び9の不開示を維持する部分には、特定事業所の調査対象者から聴取した内容、調査において特定事業所が明らかにした実態、審査請求人からの相談に係る労働局の調査結果及び対応方針等が記録されており、これらの情報は、労働局の指導監督により明らかとなった具体的な記述であり、これらの情報が開示されると、国の機関が行う検査・指導に関する事情聴取、実態確認のために必要な資料等の調査手法・実施状況等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、当該事業主以外の調査対象となる事業主が法令違反の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。

また、これらの情報には、特定事業所が労働局との信頼関係を前提として、労働局に対して誠実に特定事業所の実態等を明らかにした情報も記載されている。これらの情報が開示された場合には、特定事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ、今後、事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれがある。また、関係書類の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

対象文書1ないし3, 7及び9の新たに開示する部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「本件処分は、不開示情報に該当しない情報までも不開示としており、不当である。」等と主張してその開示を求めているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち、上記2(3)に掲げる部分

を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法第14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成28年6月7日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月23日 | 審議 |
| ④ | 同年7月12日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 平成29年10月19日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年11月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成23年特定月日に審査請求人が職業安定部（需給調整事業課）において相談した事案に関する調査復命書。派遣先・派遣元は特定区、特定事業所A・特定事業所B」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる1ないし9の文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、一部を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の4欄に掲げる部分について

ア 文書2

当該部分は、諮問庁が新たに開示する部分から推認できる内容であり、特定の個人を識別できる情報ではなく、かつ、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、これを開示しても、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、さらに、労働局が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書3

当該部分は、諮問庁が新たに開示する部分から推認できる内容であり、これを開示しても、労働局が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ウ 文書7

当該部分は、労働局の担当官から審査請求人に説明している内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働局が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 文書9

当該部分は項番であって、諮問庁が新たに開示する部分から推認できる内容であり、これを開示しても、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働局が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の不開示部分について

ア 法14条2号該当性について

文書1の「応接者職氏名」欄は、審査請求人以外の第三者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

(ア) 文書 5 の不開示部分

当該部分は、特定事業所 A が労働局に提出した特定事業所 A 又は特定事業所 B の内部情報等が記載された文書であり、当該事業所から当該文書が労働局に提出された事実自体が、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらを開示すると、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書 6 の不開示部分

当該部分は、特定事業所 A が労働局に提出した特定事業所 A の内部情報が記載された文書であり、当該事業所から当該文書が労働局に提出された事実自体が、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記 (ア) と同様の理由により、法 14 条 3 号イに該当し、同条 2 号及び 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法 14 条 7 号柱書き該当性について

(ア) 文書 1 (上記アを除く。)、文書 2 及び文書 4 の不開示部分

当該部分には、特定事業所 A に係る調査内容及び結果並びに聴取対象者からの聴取内容が記載されており、審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、これらを開示すると、今後、類似の事案において、関係者が率直な主張を行いにくなるなど、正確な事実関係の把握等が困難となり、労働局が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号及び 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書 3 の不開示部分

当該部分には、特定事業所 A に係る調査内容及び結果が記載されており、審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、上記 (ア) と同様の理由により、法 14 条 7 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書 7 及び文書 9 の不開示部分

当該部分には、労働局の対応及び方針が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働局の調査手法及び対応方針等が明らかとなり、労働局の行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び通頁			2 新たに開示する部分	3 不開示を維持する部分		4 開示すべき部分
番号	文書名	通頁	該当箇所	該当箇所	根拠条文 (法14条)	
1	神奈川県労働局が作成した文書(その1)	1～2	1頁「欄外」上部の括弧内は新たに開示する	左記以外の不開示部分	2号 3号イ 7号柱書き	なし
2	神奈川県労働局が作成した文書(その2)	3～7	3頁2行目特定事業所Aの名称及び許可番号, 4行目特定事業所Aの所在地及び管轄局名, 12行目労働局担当者名は新たに開示する	左記以外の不開示部分	2号 3号イ 7号柱書き	3頁1枠目左から1列目1段目, 左から2列目1段目1文字目及び2文字目並びに3段目1文字目ないし7文字目並びに右から2列目並びに2枠目右から2列目
3	神奈川県労働局が作成した文書(その3)	8～9	8頁2行目特定事業所Aの名称及び許可番号, 3行目特定事業所Bの名称は新たに開示する	左記以外の不開示部分	7号柱書き	8頁1枠目左から1列目1段目及び2段目並びに右から2列目
4	神奈川県労働局が作成した文書(その4)	10～11	なし	全部不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き	なし

5	特定事業所Aが提出した資料	12～ 33	なし	全部不開示を維持	2号 3号イ	なし
6	特定事業所Aが提出した資料	34	なし	全部不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き	なし
7	苦情・相談処理経過票	35～ 37	37頁「処理顛末」欄の1行目，2行目は新たに開示する	左記以外の不開示部分	3号イ 7号柱書き	「局の対応」欄の36頁2行目ないし37頁1行目（手書き部分を除く。）
8	あっせん打切り通知書	38	なし	なし	—	—
9	神奈川労働局が作成した文書（その5）	39	2行目，3行目，26行目，27行目は新たに開示する	左記以外の不開示部分	3号イ 7号柱書き	項番

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが，文書番号1ないし文書番号9の1枚目ないし39枚目に1頁ないし39頁と付番したものを「頁」として記載している。